

NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱の取り扱い方針について

平成20年9月30日

市民活動課

1. 目的

この取り扱い方針は、枚方市NPO活動応援基金団体登録の円滑な執行のため、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱（以下「要綱」という）第11条に基づき、必要な事項を定めたものである。

2. 取り扱い方針

（1）特定非営利活動について

登録要綱及びこの取り扱い方針における「特定非営利活動」とは、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）に定義されたものを指し、その総事業費は、「特定非営利活動」に係る事業費および管理費を含む経費（法に定めのある「当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他事業」という。）に係る経費を除く）とする。

（2）第2条関係（要件）

要綱第2条第6項の「市長が定める要件」には、下記の要件を含むものとする。

- ア. 暴力団、又は暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体でないこと。
- イ. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。
- ウ. 枚方市等の行政機関と一体となって事業を行い、または、行政機関の事業の運営主体となり、かつ、法人役員への行政機関職員の就任がある、または、行政機関に事務所を置いているなどの団体でないこと。

（3）第3条関係（申請）

要綱第3条第2項第5号の「市長が必要と認める書類」とは、申請団体の活動内容等が確認できる資料等をいう。

（4）第8条関係（登録要件等の確認）

要綱第8条に規定する書類については、新規および更新を含め、原則として毎年度7月末日まで市長に提出するものとする。

2 市長は、要綱第8条に規定する書類に不備のある場合、又は、登録内容に著しい変更がある場合は、別に定める審査委員会に意見を求めることができる。

(5) 第10条関係(様式)

この要綱で使用する様式を次のとおり定める。

様式第1号 団体登録申請書

様式第2号 団体登録簿

(6) その他(書類の公開等)

この要綱に基づいて提出された書類は、原則として一般公開するものとする。